

2. (2) 自動継続期日指定定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口1円以上1,000万円未満とし、当店のほか当行本支店のいずれの店舗でも預入れができます。通帳式の場合は、必ず通帳を持参してください。

2. (自動継続)

(1) この預金は最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

ただし、継続後の元金額が前記1. の上限金額を超えるときは、本取扱いは行わないものとします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。この預金の一部について満期日を定めるときは、金額を指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記(2)により満期日の指定はなかったものとした時を含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2) 前(1)①により指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来した時も同様とします。

(3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前(2)により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

(4) 継続停止の申出があり、かつ、あらかじめ指定された預金口座がある場合には、この預金は最長預入期限に自動的に解約し、利息とともにその預金口座に入金するものとします。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満の場合・・・通帳（証書）記載の「2年未満」の利率

② 2年以上の場合・・・・・・通帳（証書）記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) 継続後の預金の利息についても前(1)と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金を共通規定8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定8. (3)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満・・・・・・2年以上利率×40%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (通帳(証書)の効力)

最長預入期限に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、

(1) 通帳式の場合

通帳記載の当該預金は無効となります。

(2) 証書式の場合

証書は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

以 上